

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定
する事業分野別指針の一部を改正する件について (通知)

産業競争力強化法等の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 26 号) の施行により、中小企業等経営強化法 (平成 11 年法律第 18 号) の一部が改正され、生産性向上を支援する「経営力向上計画」について、事業承継を伴う中小企業等も明示的に対象となりました。

これに伴い、「医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針 (平成 28 年厚生労働省告示第 281 号。以下「指針」という。)」について所要の改正を行うため、本日「医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針の一部を改正する件 (平成 30 年厚生労働省告示第 263 号。以下「改正指針」という。)」が告示されました。

この告示の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の内容について

1 基本情報の更新

「第 1 基本認識」における、国民医療費の情報や病院、診療所等の各施設数について、最新の統計調査に基づいた数値に更新すること。

2 医療分野における経営力向上のための支援の対象について

- (1) 指針中第 2 の表題を、「経営力向上に関する目標」から「経営力向上の実施方法に関する事項」に変更すること。
- (2) 「1 支援対象」の項目を新たに追加することとし、医療分野における経営力向上のための支援の対象は、医療等サービスにおいて、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う取組とするものとし、

中小企業者等が事業承継等により、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とすること。

- (3) 「2 経営力向上に係る指標」の項目を新設することとし、指標の内容については従前と同様のものとする。

3 経営資源の組合せについて

指針中第3の「2 経営力向上の実施方法に関する事項」に、経営資源の組合せによって経営力向上を図る場合の項目を追加することとし、役務の提供等の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせる一体的に活用することをその内容とすること。

4 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項について

経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項として、以下の内容を追加すること。

- (1) 事業者は、組織再編行為が患者、従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、患者等に必要なサービスの継続的な提供、従業員の雇用の安定等に特に配慮すること。
- (2) 事業者は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を行うこと。

第2 適用期日

改正指針は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成30年7月9日）から適用すること。

第3 手引き等の改定について

「経営力向上計画の策定の手引き」等については、今後改定する予定であり、当該手引き等の改定については別途周知を行うこと。